

四日市市告示第253号

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第376号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 用具の給付対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として在宅で生活する別表の対象者欄に掲げる重度障害者（児）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による用具給付施策等の対象となる者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 用具の給付対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として在宅で生活する別表第1の対象者欄に掲げる重度障害者（児）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による用具給付施策等の対象となる者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>(用具の種目)</p> <p>第3条 給付対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げる用具とする。</p>	<p>(用具の種目)</p> <p>第3条 給付対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げる用具とする。</p>
<p>(給付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げるストマ装具に関する申請は、申請書に代えて、ストマ装具給付申請書（第3号様式）で行い、2か月分、4か月分又は6か月分</p>	<p>(給付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げるストマ装具に関する申請は、申請書に代えて、ストマ装具給付申請書（第3号様式）で行い、2か月分、4か月分又は6か</p>

を取りまとめて行うものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる居宅生活動作補助用具に関する申請は、申請書に代えて、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）給付申請書（第4号様式）で行うものとする。ただし、難病患者等は、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）給付申請書に医師意見書を添付しなければならない。

（給付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、対象者の身体的状況、住宅環境、別表に掲げる用具の耐用年数等を調査のうえ、用具の給付の可否を決定し、四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付決定（却下）通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、用具の給付の決定を受けた者に、四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付券（第6号様式。以下「給付券」という。）を同時に交付するものとする。

- 2 （略）

（給付の方法）

第6条 市長は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して用具の給付を行うものとする。この場合において、業者に四日市市重度障害者（児）日常生活用具委託通知書（第7号様式）を交付するものとする。

（費用の負担）

月分を取りまとめて行うものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる居宅生活動作補助用具に関する申請は、申請書に代えて、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）給付申請書（第4号様式）で行うものとする。ただし、難病患者等は、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）給付申請書に医師意見書を添付しなければならない。

（給付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、対象者の身体的状況、住宅環境、別表第1に掲げる用具の耐用年数等を調査のうえ、用具の給付の可否を決定し、四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付決定（却下）通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、用具の給付の決定を受けた者に、四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付券（第6号様式。以下「給付券」という。）を同時に交付するものとする。

- 2 （略）

（給付の方法）

第6条 市長は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して用具の給付を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 用具の給付を受けた者又はその扶養義務者（以下「利用者等」という。）は、利用者負担額として用具の購入に要する費用の1割（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）を、用具を納入する業者に給付券に添えて、直接支払わなければならない。ただし、用具の購入に要する費用が、別表に規定する基準額を超過する場合には、基準額の1割（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）に加えて、基準額を超過する費用を支払わなければならない。

2 前項に規定する利用者負担額の上限及び減免等は、法に基づく補装具費の支給の例による。

第7条 用具の給付を受けた者又はその扶養義務者（以下「利用者等」という。）は、別表第2の費用負担基準により、必要な用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担し、用具を納入する業者に給付券に添えて、負担する額を直接支払わなければならない。

改正後

別表（第2条、第3条関係）

日常生活用具給付事業対象種目

（単位：円）

区分	種目	対象者		性能	対象年齢	耐用年数	基準額
		障害者手帳所持者	難病患者等				
介護・	(略)						
訓練支援用具	エアーマット	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する者 <b>【市民税非課税世帯】</b>	—	褥瘡を予防する効果があるもの（ただし、送風機付きのものに限る。）	学 齡 児 以 上	1 回 限 り	90,640
	(略)						

	訓練用 ベッド	—	下肢又は体 幹機能に障 害がある者	腕又は脚の訓 練ができる器 具を備えたも の	二	8 年	175, 120
自立生 活支援 用具	(略)						
	T字杖、 棒状の 杖	平衡機能、下 肢又は体幹 機能障害が ある者  【 <u>市民税非</u> 課税世帯】	—	障害者（児）が 容易に使用で きるもの	3 歳 以 上	4 年	3, 30 0
	(略)						
	火災警 報器	身体障害2 級以上又は 知的障害A で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (障害者の みの世帯又 はこれに準 ずる世帯)  【 <u>市民税非</u> 課税世帯】	難病患者等 で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (難病患者 等のみの世 帯又はこれ に準ずる世 帯)  【 <u>市民税非</u> 課税世帯】	室内の火災を 煙又は熱によ り感知し、音又 は光を発し屋 外にも警報ブ ザーで知らせ ることができ るもの	—	8 年	17, 0 50
	自動消 火器	身体障害2 級以上又は 知的障害A で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (障害者の みの世帯又 はこれに準 ずる世帯)	難病患者等 で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (難病患者 等のみの世 帯又はこれ	室内温度の異 常上昇又は炎 の接触で自動 的に消火液を 噴射し、初期火 災を消火でき るもの	—	8 年	31, 5 70

		みの世帯又はこれに準ずる世帯) 【 <u>市民税非課税世帯</u> 】	に準ずる世帯) 【 <u>市民税非課税世帯</u> 】				
	(略)						
(略)							
情報・	(略)						
意思疎通支援用具	通信装置(FAX)	聴覚障害がある者又は発声・発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの 【 <u>市民税非課税世帯</u> 】	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者(児)が容易に使用できるもの	学 齢 児 以 上	5 年	33,000
	(略)						
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ装具を使用する者 【 <u>施設利用者も可</u> 】	—	最大6か月単位の給付とする。	—	—	<u>消化器系</u> 月額 9,740 <u>尿路系</u> 月額 12,800
	(略)						
(略)							

(注)

1 から 3 まで (略)

4 種目のうち、老人福祉法及び介護保険法の施策の対象となる用具等については、原則として次に掲げる者に対し給付を行わない。

(1)及び(2) (略)

改正前

別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)

日常生活用具給付事業対象種目

(単位：円)

区分	種目	対象者		性能	対 象 年 齢	耐 用 年 数	基準額
		障害者手帳 所持者	難病患者等				
介護・ 訓練支 援用具	(略)						
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害 1 級で、常時介護を要する者 【所得税非課税世帯】	—	褥瘡を予防する効果があるもの(ただし、送風機付きのものに限る。)	<u>1</u> <u>8</u> 歳 以 上	1 回 限 り	90,640
	(略)						
	訓練用ベッド	—	下肢又は体幹機能に障害がある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	<u>6</u> 歳 以 上 <u>1</u> <u>8</u> 歳 未 満	8 年	175,120
自立生	(略)						

活支援 用具	T字杖、 棒状の 杖	平衡機能、下 肢又は体幹 機能障害が ある者  【 <u>所得税非</u> 課税世帯】	—	障害者（児）が 容易に使用で きるもの	3 歳 以 上	4 年	3, 3 0 0
	(略)						
	火災警 報器	身体障害2 級以上又は 知的障害A で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (障害者の みの世帯又 はこれに準 ずる世帯)  【 <u>所得税非</u> 課税世帯】	難病患者等 で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (難病患者 等のみの世 帯又はこれ に準ずる世 帯)  【 <u>所得税非</u> 課税世帯】	室内の火災を 煙又は熱によ り感知し、音又 は光を発し屋 外にも警報ブ ザーで知らせ ることができ るもの	—	8 年	1 7, 0 5 0
自動消 火器	身体障害2 級以上又は 知的障害A で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (障害者の みの世帯又 はこれに準 ずる世帯)  【 <u>所得税非</u> 課税世帯】	難病患者等 で、火災発生 の感知及び 避難が著し く困難な者 (難病患者 等のみの世 帯又はこれ に準ずる世 帯)  【 <u>所得税非</u> 課税世帯】	室内温度の異 常上昇又は炎 の接触で自動 的に消火液を 噴射し、初期火 災を消火でき るもの	—	8 年	3 1, 5 7 0	

	(略)						
	(略)						
情報・	(略)						
意思疎通支援用具	通信装置(FAX)	聴覚障害がある者又は発声・発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの <b>【所得税非課税世帯】</b>	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者(児)が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	5 年	33,000
	(略)						
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ装具を使用する者 <b>【施設利用者も可】</b>	—	最大6か月単位の給付とする。	—	—	蓄便袋 月額 9,740 蓄尿袋 月額 12,800
	(略)						
(略)							

(注)

1 から 3 まで (略)

4 種目のうち、老人保健法及び介護保険法の施策の対象となる用具等については、原則として次に掲げる者に対し給付を行わない。

(1)及び(2) (略)



改正後

改正前

別表第2（第7条関係）

費用負担基準

世帯の階層区分		利用者負担 基準月額 (円)	利用者負担加 算基準月額 (円)
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯	0	0
C1	A階層及びB	2,400円以下	690
C2	階層を除き	2,401円～4,800円	760
C3	前年分の所	4,801円～8,400円	850
C4	得税課税世	8,401円～12,000	940
C5	帯であつ	12,001円～16,200	1,100
C6	て、その所	16,201円～21,000	1,250
C7	得税の額の	21,001円～46,200	1,620
C8	区分が次の	46,201円～60,000	1,870
C9	区分に該当	60,001円～78,000	2,310
C10	する世帯	78,001円～100,500	2,750
C11		100,501円～190,000	3,570
C12		190,001円～299,000	4,400

	<u>500円</u>		
<u>C13</u>	<u>299,501円～831,900円</u>	<u>26,150</u>	<u>5,230</u>
<u>C14</u>	<u>831,901円～1,467,000円</u>	<u>40,350</u>	<u>8,070</u>
<u>C15</u>	<u>1,467,001円～1,632,000円</u>	<u>42,500</u>	<u>8,500</u>
<u>C16</u>	<u>1,632,001円～2,302,900円</u>	<u>51,450</u>	<u>10,290</u>
<u>C17</u>	<u>2,302,901円～3,117,000円</u>	<u>61,250</u>	<u>12,250</u>
<u>C18</u>	<u>3,117,001円～4,173,000円</u>	<u>71,900</u>	<u>14,380</u>
<u>C19</u>	<u>4,173,001円以上</u>	<u>全額</u>	<u>左の負担基準 月額の20% ただし、その 額が17,120円に満た ない場合は17,120円</u>

備考

- 1 利用者等に負担させるべき費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、当該利用者等の属する世帯の前年の所得税額等に応じて決定するものとする。
- 2 所得税を課せられている利用者等が障害者の属する世帯内に2人以上いるときは、それぞれの利用者等の所得税額を合算した額をもって、その世帯の所得税額とする。
- 3 当該世帯の階層がC1階層からC18階層である場合において、当該障害者が世帯主又は当該世帯の最多収入者であるときには、1により算出した額の2分の1に相当する額（10円未満切り捨て）をもって利用者負担額とする。
- 4 A階層、B階層以外の各階層に属する世帯から2人以上の障害者が同時にこの費用負担基準の適用を受ける場合は、障害者1人については利用者負担基準月額により、その他の障害者については利用者負担加算基準月額により、それぞれ算定するものとする。ただし、その他の障害者が児童の場合は、利用者負担の2分の1（10円未満切り捨て）の額とする。

- 5 毎年度のこの費用負担基準の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
- 6 「世帯」とは、障害者と生計を一にする消費経済上の一単位をいうのであって、居住を一にしない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは同様とする。ただし、当該世帯に障害者の扶養義務者以外のものがあるときは、その者を除くものとする。
- 7 「被保護世帯」とは、6により同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている世帯をいう。
- 8 「所得税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において、前年分（翌年の1月1日から6月30日にあつては前々年分とする。）の所得税を納付すべき者がいない世帯をいう。
- 9 ストマ装具の利用者負担基準月額及び利用者負担加算基準月額については、給付券1枚に対して適用するものとする。
- 10 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第6号様式の次に次の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市重度障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、新要綱の施行の日以後に決定する給付から適用し、同日前に決定する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新要綱の規定により用具の給付を受けることができることとなる者に係る用具の給付に関し必要な手続その他の行為は、新要綱の施行の日前においても行うことができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

4 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第182号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市点字出版物給付事業実施要綱(平成18年四日市市告示第371号)	(略)	
四日市市重度身体障害者訪問給食サービス事業実施要綱(平成18年四日市市告示第377号)	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市点字出版物 給付事業実施要綱 (平成18年四日市 市告示第371号)	(略)	
<u>四日市市重度障害者 (児)日常生活用具 給付事業実施要綱 (平成18年四日市 市告示第376号)</u>	<u>第1号様式から第4号様式ま で及び第6号様式</u>	<u>署名をした場合に限 る。</u>
四日市市重度身体障 害者訪問給食サービ ス事業実施要綱(平 成18年四日市市告 示第377号)	(略)	
(略)		

(健康福祉部障害福祉課)